

亀山市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月7日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第17号

亀山市危険物規制規則の一部を改正する規則

亀山市危険物規制規則（平成17年亀山市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(簿冊) 第22条 [略] <u>(手数料の免除)</u> 第23条 <u>市長は、地震等の災害により</u> <u>市内の広範囲が甚大な被害を受け、災</u> <u>害救助法（昭和22年法律第118号）</u> <u>が適用された場合又はそれと同程度の</u> <u>被害があると認められた場合は、災害</u> <u>の応急対応及び復旧活動のため、法第</u> <u>10条第1項ただし書の危険物の仮貯</u> <u>蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする</u> <u>者の亀山市手数料条例（平成17年</u> <u>亀山市条例第57号）別表第2の1の</u>	(簿冊) 第22条 [略] [条を加える。]

項に規定する手数料を同条例第6条第3号の規定により免除することができる。

2 前項の規定により手数料の免除を受けようとする者は、消防手数料免除申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第24条 [略]

（その他）

第23条 [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第14号の次に次の1様式を加える。

消防手数料免除申請書

年 月 日		
亀山市長 様 申請者 住 所 (電話) 氏 名		
仮貯蔵者又は仮取扱者	住 所	電 話
	氏 名	
免除申請（手数料）の額		
免 除 申 請 の 理 由		
仮貯蔵・仮取扱いの場所		
仮貯蔵・仮取扱いの期間		
※ 受 付 欄	※ 備 考	

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。